

VI 教職員の皆様へ

- ✓多様な要因・背景が複雑に関連して起こる不登校は、教職員がどんなに努力していても生じることがあります。
- ✓大切なことは、児童生徒の社会的自立を目指し、一人一人に応じた支援や、児童生徒の努力を認める前向きな評価を行うなど、全ての教職員が組織的に対応することです。



児童生徒の学習状況の把握と評価

教育支援センターやフリースクール等、学校外の施設で指導を受けている場合、学校は、児童生徒の学習状況等を把握することが重要です。

施設の学習が適切であると判断された場合、学校は、その評価を通知表などで児童生徒や保護者、その施設に積極的に伝えましょう。このことは、児童生徒の自己肯定感を高め、学びへの意欲を喚起し、自立を支援する上で大きな意義があります。

※文部科学省通知「[不登校児童生徒への支援の在り方について](#)」(令和元年10月25日)「別記2」

※[不登校児童生徒を対象とした ICT を用いた在宅学習における出席・学習評価のガイドライン](#)(不登校児童生徒を対象とした ICT を用いた在宅学習における出席・学習評価のガイドライン評価委員会)

学校外で相談・指導を受けている場合の出席の取扱い

一定の要件を満たす場合、校長の判断の下、学校外の施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにすることができます。

※文部科学省通知「[不登校児童生徒への支援の在り方について](#)」(令和元年10月25日)「別記1」

通学定期乗車券制度の適用

学校外の公的機関や民間施設へ鉄道やバスで通う場合、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券(鉄道)や通学定期乗車券(バス)を申請することができます。

校長が指導要録上の出席扱いとしていることが条件です。

※[文部科学省通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」](#)(平成5年3月19日)

さっそく、校内研修等において本資料を活用し、全教職員で共通理解を図るとともに、本校の状況を適宜見直し、効果的な取組となるよう改善したいと思います。

